

○藤沢市工事業者等選考委員会設置規程

平成9年7月30日

訓令甲第6号

改正 平成10年9月30日訓令甲第5号

平成12年3月31日訓令甲第15号

平成14年7月29日訓令甲第4号

平成15年3月31日訓令甲第11号

平成20年3月28日訓令甲第16号

平成21年3月31日訓令甲第17号

平成22年3月31日訓令甲第14号

平成25年4月1日訓令甲第4号

平成27年7月1日訓令甲第3号

平成29年4月1日訓令甲第3号

平成30年3月30日訓令甲第14号

令和2年1月17日訓令甲第10号

令和3年3月26日訓令甲第22号

(目的及び設置)

第1条 一般競争入札又は指名競争入札による業者の選定等を行うため、この市に藤沢市工事業者等選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平成10訓令甲5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 入札の方法に関すること。
- (2) 指名競争入札参加者の選考に関すること。
- (3) 指名停止に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約担当課長が入札に関し必要があると認めた事項

(平成10訓令甲5・平成12訓令甲15・一部改正)

(委員会の名称, 委員等)

第3条 委員会の名称及び委員並びに処理すべき審議事項は、別表のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(平成12訓令甲15・平成15訓令甲11・一部改正)

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の半数以上でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合における第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員は、委員長とみなす。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(結果報告)

第7条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに会議の結果を当該会議において審議した事項に係る契約の決裁権者に報告しなければならない。

(委員等の服務)

第8条 委員及び第6条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(平成12訓令甲15・平成15訓令甲11・一部改正)

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成9年8月1日から施行する。

(藤沢市契約事務等取扱規程の一部改正)

- 2 藤沢市契約事務等取扱規程(昭和39年藤沢市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成10年訓令甲第5号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成12年訓令甲第15号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令甲第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成15年訓令甲第11号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令甲第16号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令甲第17号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令甲第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令甲第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年訓令甲第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年訓令甲第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年訓令甲第14号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令甲第10号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年訓令甲第22号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平成12訓令甲15・全改，平成14訓令甲4・平成15訓令甲11・平成20訓令甲16・平成21訓令甲17・平成22訓令甲14・平成25訓令甲4・平成27訓令甲3・平成29訓令甲3・平成30訓令甲14・令和2訓令甲10・令和3訓令甲22・一部改正)

名称	委員	審議事項
工事業者等選考委員会	総務部長 企画政策部長 財務部長 防災安全部長 市民自治部長 生涯学習 部長 福祉部長 健康医 療部長 子ども青少年部 長 環境部長 経済部長 計画建築部長 都市整備 部長 道路河川部長 下 水道部長 教育部長 関 係部長等	(1) 工事請負又は委託(工事を伴う測量、 調査又は設計に係るものに限る。)に係 る契約でその設計金額が90,000,000円 以上のものに係る次に掲げる事項 ア 入札の方法の決定 イ 入札参加者の選考 (2) 委託(工事を伴う測量、調査又は設計 に係るものを除く。)又は物件の賃借に 係る契約でその設計金額が40,000,000 円以上のものに係る次に掲げる事項 ア 入札の方法の決定 イ 入札参加者の選考 (3) 工事請負、委託又は物件の賃借に係 る業者の指名停止に関すること。
物件供給業者等選考委 員会	総務部長 企画政策部長 財務部長 防災安全部長 市民自治部長 生涯学習 部長 福祉部長 健康医 療部長 子ども青少年部 長 環境部長 経済部長 計画建築部長 都市整備 部長 道路河川部長 下 水道部長 教育部長 関 係部長等	(1) 物件供給に係る契約でその予定金額 が20,000,000円以上のものに係る次に 掲げる事項 ア 入札の方法の決定 イ 入札参加者の選考 (2) 物件供給に係る業者の指名停止に関 すること。

備考 この表において「関係部長等」とは、審議事項に係る契約を所管する部長等で委員  
 長が必要と認めたものをいう。